

交通費の支給実費に

神戸市議会 費用弁償見直し

神戸市議会は6日、市議が本会議や委員会に出席した際に日額3千～5千円が支払われる「費用弁償」について、交通費の実費支給に変更する条例改正案を全会一致で可決した。徒歩で通っても定額が支給されることなどから、以前から見直しを求める声が上がっていた。

費用弁償はこれまで、議員の居住区に応じて3段階に分けて支給されていた。議会から近い中央、兵庫区などは3千円、東灘、須磨区などは4千円、最も遠い垂水、西区などは5千円で、昨年度の総額は計約1500万円だった。

改正後は、公共交通の利用経路に基づく実費を支給する。車の場合も、経路に合わせてガソリン代や道

路通行料の相当額を支給するという。施行は11月から。

条例は費用弁償について「議員が職務を行うために費用を必要としたときは、その費用を弁償する」と定めている。しかし昨年11月には市民団体が、公共交通機関を使った場合の交通費の総額を試算し、約1200万円が無駄な支給と指摘。「対象が明確でなく、税金の無駄遣い」と廃止を求める陳情を提出した。このときは自民・公明・立憲が反対し不採択になった。

今年2月以降、維新会派の呼びかけで費用弁償の見直し検討会が開かれ、実費精算の方式に変えることで最終的に全会派が一致したという。自民会派の安達和彦団長は「(無駄遣いと

の)誤解を受けないよう、交通実費のみの形にしたほうがよいという結論になった」と話した。

費用弁償は議員報酬と政務活動費に次ぐ「第三の報酬」と批判され、多くの地

方議会ですでに廃止や見直しがされている。共産や会派「つなぐ」の議員13人は「議員報酬をもらっているのに必要ない」などとして以前から受け取りを辞退している。(鈴木春香)